

平成29年4月15日号

# 区政報告

発行所：品川区議会公明党

住所：品川区広町2-1-36 品川区役所5階

お気軽に、ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

■議会控室：広町2-1-36 品川区役所議会棟5階

■電話：03-5742-6817

■ファックス：03-3774-3366

■Eメール：info@shinagawa-komei.org

■HP：http://www.shinagawa-gikaikomei.org/



## 仕事の悩み、ご相談ください！ わかもの・女性就業相談

区では、女性と若者を対象として、就業など仕事に関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

### ●わかもの・女性就業相談

・応募書類の添削や

面接指導

・就職、転職活動や仕事上の悩み

・子育て中の再就職について

・介護、育児、家庭と仕事の両立…など

就業に関する相談にキャリアカウンセラーが応じます。相談は無料・予約制です。

【対象】①若者（39歳以下、学生を含む）②女性



【相談時間】月曜・金曜 午前10時～午後5時

火曜～木曜 午後1時～午後5時

※祝日・年末年始を除く

※相談は対面で行います。相談時間は各回50分。

【場所】区立中小企業センター2階(西品川1-28-3)

【申込み】☎5498-6352（商業・ものづくり課 就業担当）へ電話でお申込みください。

### ●品川区就業センターをご活用ください

品川区就業センターは、区とハローワークが一体となって、みなさんの就業支援を行う施設です。

【サービス案内】求人探索、職業相談、職業紹介、内職相談

【利用時間】月曜～金曜 午前9時～午後5時

【場所】区立中小企業センター1階(西品川1-28-3)

【問合せ】品川区就業センター☎5498-6353

## 保育料の一部を助成します！ 認可外保育施設保育料助成制度

区は、平成29年4月より、認可保育所・地域型保育事業に入園できず認可外保育施設を利用する児童



を対象に、保育料の一部を助成します。

【対象施設】次の要件を満たす施設が対象です。

①区内の認可外保育施設のうちベビーホテル・その他施設②都から認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨、証明書が公布されている

※上記の要件を満たす区外施設を区民が利用した場合も助成対象となります。

【助成月額】0歳児：5万円、1歳児：4万5千円、2～5歳児：4万円

●利用要件、支払・申請方法など、詳しくは区ホームページなどをご確認ください。

【問合せ】保育課私立支援係 ☎5742-6723

## 災害時の電気火災を防ぐ 感震ブレーカー設置費用一部補助

「感震ブレーカー」は、地震の大きな揺れを感知するとブレーカーを自動で落とし電気を止める機器です。大地震で停電した場合、復旧後に通電した時に電気機器を火元とする電気火災が起きる危険があります。「感震ブレーカー」でブレーカーを落とすことで電気火災を防ぐことができます。



区は、不燃課推進特定整備地区を対象に「感震ブレーカー」設置費用の一部を補助します。

【対象地区】①西品川2・3丁目②戸越2・4・5・6丁目③東中延1・2丁目、中延2・3丁目④旗の台4丁目、中延5丁目⑤豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目、西大井6丁目⑥大井5・7丁目、西大井2・3・4丁目

※対象者、対象機器、補助率など、詳しくは区ホームページをご確認ください。

【問合せ】防災課 啓発・支援係 ☎5742-6696